

令和元年度高松市国立幼稚園第2子以降幼児授業料補助金について

高松市では、少子化対策の一環として、保護者の経済的負担の軽減を図るため、同時在園2人目及び18歳未満第3子以降幼稚園児の授業料の補助を行っています。
補助金の交付を希望される方は、次のとおり高松市こども園運営課へ申請してください。

対象者	高松市に住民登録をしており、国立幼稚園に在籍し、かつ、次のいずれかに該当する園児の保護者 ・同時に2人以上の児童が幼稚園等に在籍している世帯における、在園児のうち2人目の児童 ・18歳未満の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を3人以上現に養育している世帯における、3人目以降の児童 ※幼稚園等…保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等 ※18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)…平成13年4月2日以降に生まれた者
補助額	平成31年4月～令和元年9月分の授業料の全額(合計額36,600円を限度) ※令和元年度の補助金は、平成31年4月から令和元年9月までが対象です。10月以降については、幼児教育無償化に伴い廃止予定です。
提出書類	① 第2子以降幼児授業料補助金交付申請書 ② 請求書 ③ 証明書等(次の事項に該当する方のみ) ・補助の対象園児以外の児童が高松市に居住していない場合 → 戸籍謄本(平成31年4月1日以降に発行されたもの) ・上の子の幼稚園等への在籍がこども園運営課にて確認できない場合 → 在籍証明書 ※必要な方に個別に連絡いたしますので、申請書提出時には添付不要です。 ※①、②の用紙は幼稚園にあります。記入例を参考に記入してください。
提出期限	令和元年10月11日(金)
注意事項	注1 申請された保護者の世帯状況及び市税の納付状況について、住民票、他市町村への照会等により確認を行います。 また、本市の市税の滞納がある場合は、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。 注2 補助額は、高松市に住所を有し、当該年度の授業料を納入した月数により月割りで算定します。
提出先	高松市役所6階 こども園運営課 入所入園係 〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号 TEL 087-839-2358